

○多賀城市情報セキュリティに関する規程

平成26年3月18日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市の情報セキュリティについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、及び維持することをいう。
- (2) 情報資産 情報システム及び情報システムで取り扱う全ての情報をいう。
- (3) 情報システム 情報機器及び仕様書その他の情報機器に関する文書で構成される、情報を処理し、及び記録する仕組みをいう。
- (4) 情報機器 コンピュータ、プリンタその他の周辺機器、外部記録媒体、ネットワークその他電子情報を扱う機器をいう。
- (5) 機密性 アクセスを認可された者だけが情報にアクセスできるようにすることをいう。
- (6) 完全性 情報や情報の処理方法が正確かつ完全であることを保護することをいう。
- (7) 可用性 許可された利用者が必要なときに情報資産にアクセスできることをいう。

(情報セキュリティポリシー)

第3条 市長は、本市の情報セキュリティ（多賀城市立学校の設置に関する条例（昭和39年多賀城市条例第10号）第2条に規定する小学校及び中学校に係るものを除く。以下同じ。）を適切に推進し、及び管理するため、情報セキュリティポリシーを定めなければならない。

2 情報セキュリティポリシーには、本市の情報セキュリティに関する基本的な取組姿勢及び情報セキュリティを実施するための基本的な遵守事項、判断基準等を定めるものとする。

(一部改正〔平成27年訓令17号〕)

(職員等の責務)

第4条 職員及び情報資産の取扱いを委託された事業者（公の施設を管理する指定管理者及び市営住宅を管理する管理代行者を含む。）は、情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(ポリシーの見直し)

第5条 市長は、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、適宜、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項は、副市長が定める。

(一部改正〔令和3年訓令14号〕)

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月28日訓令第17号）

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第14号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。